

平成 27 年度に向けた障害福祉計画に係る基本指針の見直し（案）

※下線部及び見え消し部分は前回資料からの修正点

（主なポイント）

- 計画の作成プロセスに関する事項：PDCA サイクルの導入
「成果目標」「活動指標」の見直しと明確化、各年度の中間評価、評価結果の公表等
- 個別施策分野①：成果目標に関する事項
 - ・ 福祉施設から地域生活への移行促進（継続）
 - ・ 精神科病院から地域生活への移行促進（成果目標の変更）
 - ・ 地域生活支援拠点等の整備（新規）
 - ・ 福祉施設から一般就労への移行促進（整理・拡充）
- 個別施策分野②：その他
 - ・ 障害児支援体制の整備（新規）
 - ・ 計画相談の連携強化、研修、虐待防止 等

1. 基本指針の全体の構成等（案）

（1）基本指針の全体の構成は、現行指針を踏襲し、次のとおりとしたい。

第一 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的事項

（施策の推進に当たって基本となる考え方等を記載）

第二 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標や関連の留意事項等について記載）第三 障害福祉計画の作成に関する事項

（活動指標やその確保策、計画作成手続面での留意事項等について記載）

別表

（各指標の見込値を定める上での勘案事項等を整理）

（2）上記（1）第一の一では、施策の推進に当たって各分野に共通する基本的理念

をまとめている。新しい指針では、現行指針を踏襲した上で、次のような内容を追加することとしたい。

- ① 「障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施」の一環として、難病患者等について引き続き法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図っていくこと
- ② 「サービス提供体制整備」の一環として、今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた視点に立ち、地域において求められている相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応、地域の体制づくり等の機能を強化すること、その際、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの独立等、生活環境が変化する節目を見据えた中長期的視点に立った継続した支援を行うこと

(* 現行指針における基本的理念の記述 (抜粋))

第一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

一 基本的理念

市町村及び都道府県は、障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨とする法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画を作成することが必要である。

1 障害者等の自己決定と自己選択の尊重

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備を進める。

2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本とする。また、障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神障害者並びに難病患者等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第一条で定めるものによる障害の程度が、当該障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者をいう。）であって十八歳以上の者並びに障害児とし、サービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のある障害福祉サービスの均てんを図る。また、発達障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図る。高次脳機能障害者についても同様である。

3 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

(3) 上記の制度横断的な基本理念を踏まえつつ、新しい指針では、

- ① 障害福祉サービス、相談支援及び障害児支援の各分野における提供体制確保に関する基本的考え方
- ② 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）
- ③ 基本理念及び成果目標等を踏まえた障害福祉サービス、相談支援及び障害児支援等の各分野における取組の状況を分析するための指標（活動指標）等を定めることとしたい。

○「成果目標」

障害福祉サービス等の提供体制確保の一環として、基本指針の中で、基本理念等を踏まえて国全体で達成すべき数値目標（成果目標）を設定。都道府県及び市町村は、基本指針の規定に沿ってそれぞれの成果目標を設定し、少なくとも年に1回はその進捗状況を[分析・評価](#)した上で必要な対応を行う。

○「活動指標」

国全体で達成すべき数値目標の形では設定しないが、都道府県・市町村において、基本指針に定める基本理念や提供体制確保の基本的考え方、障害福祉サービス提供体制確保に関する成果目標等を達成するために必要なサービス提供量等の見込みを定め、その確保状況の進捗を定期的に~~（成果目標よりも可能な限り頻回に）~~分析・評価する（成果目標と合わせて少なくとも1年に1回は行うとともに、より頻回に行うことが望ましい）。

- * 活動指標については、都道府県・市町村において見込値を定めるに当たって勘案すべき事項等を基本指針の別表に定める。
- * 各活動指標は、次のような3つの種類に分けることができる。
 - ・ 成果目標と実質的に同じだが、より頻回に定期的な分析・評価を行うことができるようために活動指標としても位置づけられるもの（施設入所者数等）
 - ・ 成果目標の数値を勘案して見込値を立てることにより、個別の成果目標とより密接な関係づけを行うもの
 - ・ 訪問系サービス及び日中活動系サービスの中で、成果目標との密接な関係づけを行わないが、基本指針の基本的な考え方において明記されている全体的な基盤整備の方向性（*）に沿って拡充の方向で見込値を立てるもの

（（*）基本指針関連部分：抜粋）

第一の二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

1 全国で必要とされる訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援をいう。以下同じ。）の充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障する。

2 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障

希望する障害者等に日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービスをいう。以下同じ。）を保障する。

2. 基本指針の主な内容（案）①：施策分野別

<個別分野の記載内容>

- (1) 上記1. のとおりの全体の構成等を踏まえつつ、今回新たに基本指針に盛り込む、または、既存の内容を変更するものを施策分野ごとに整理すると、次の①から⑦のとおり。(個別の内容は資料2-2を参照。)

- ① 施設入所者の地域生活への移行
- ② 入院中の精神障害者の地域生活への移行
- ③ 障害者の地域生活の支援
- ④ 福祉施設から一般就労への移行
- ⑤ 支援の質の向上(研修の拡充、虐待防止)
- ⑥ 計画相談支援
- ⑦ 障害児支援

<成果目標と活動指標との関係>

- (2) 上記の各分野における成果目標及び各目標を勘案して見込値を定める活動指標を抜粋してその関係を整理すると、次のとおり(詳細は資料2-2を参照)。なお、各都道府県・市町村においては、基本指針に定める成果目標・活動指標に加えて独自の目標(指標)を設定することも可能とする。

- ① 施設入所者の地域生活への移行
(成果目標)
 - (a) 地域生活移行者の増加
 - (b) 施設入所者の削減(上記成果目標を勘案して見込値を定める活動指標)
 - (a) 生活介護の利用者数、利用日数
 - (b) 自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数
 - (c) 就労移行支援の利用者数、利用日数
 - (d) 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数
 - (e) 短期入所(福祉型・医療型)の利用者数、利用日数
 - (f) 共同生活援助の利用者数
 - (g) 地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)の利用者数
 - (h) 施設入所支援の利用者数※グループホーム等での対応が困難な者といった真に必要と判断される数を見込むこととし、上記①(b)により指標値の減少を目指す。

→ 都道府県及び市町村において計画最終年度の成果目標、各年度ごとの活動指標をそれぞれ定める。成果目標及び活動指標については、少なくとも

1年に1回中間評価を行い（次年度の予算・事業を検討する際を想定）、必要があると認めるときは、に応じて障害福祉計画の変更や事業の見直し等の措置を講じるものとする評価結果を次年度予算等に反映させる。さらに、活動指標については、可能な限り、より頻回に状況を確認し、達成見込み等を含めた状況の分析・評価を行うことが望ましい。

*活動指標の分析・評価においては、国民健康保険団体連合会へ委託する自立支援給付の支払いに関するデータ（以下「国保連データ」という。）で把握可能な障害福祉サービス等の利用実績（現在も自治体において把握しているもの）を活用。

② 入院中の精神障害者の地域生活への移行

（成果目標（*都道府県のみが定める））

- (a) 入院後3ヶ月時点の退院率の上昇
- (b) 入院後1年時点の退院率の上昇
- (c) 在院期間1年以上の長期在院者数の減少の退院者数の増加

（活動指標（*都道府県が見込値を定める際には上記成果目標を勘案する））

- (a) 自立訓練（生活訓練）の利用者数、利用日数
- (b) 就労移行支援の利用者数、利用日数
- (c) 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- (d) 短期入所（福祉型・医療型）の利用者数、利用日数
- (e) 共同生活援助の利用者数
- (f) 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数

→ 計画最終年度の成果目標については都道府県のみが定め、各年度ごとの活動指標については都道府県・市町村が定める形となる。成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回中間評価を行い（次年度の予算・事業を検討する際を想定）、必要があると認めるときは、に応じて障害福祉計画の変更や事業の見直し等の措置を講じるものとする評価結果を次年度予算等に反映させる。さらに、活動指標については、可能な限り、より頻回に状況を確認し、達成見込み等を含めた状況の分析・評価を行うことが望ましい。

*活動指標の分析・評価においては、国保連データで把握可能な障害福祉サービス等の利用実績（現在も自治体において把握しているもの）を活用。

③ 障害者の地域生活の支援

(成果目標)

- ・ 障害者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等について、平成 29 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つの拠点等を整備すること。

→ 都道府県・市町村が協議の上で、拠点等の整備に関する具体的な計画を定める。活動指標は特に定めないが、それぞれの市町村・圏域における計画の進捗状況について年に 1 回は中間評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じるものとする。

④ 福祉施設から一般就労への移行

(成果目標)

- (a) 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加
- (b) 就労移行支援事業の利用者の増加
- (c) 事業所ごとの就労移行率の増加

(活動指標（* 上記成果目標を勘案して見込値を定める活動指標）)

- (a) 就労移行支援の利用者数、利用日数
- (b) 就労移行支援事業等から一般就労への移行者数
(就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型)

(その他都道府県が労働部局との連携により見込みを立てる活動指標)

- (a) 公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設の利用者の支援件数
- (b) 委託訓練事業の受講者数
- (c) 障害者試行雇用事業の開始者数
- (d) 職場適応援助者による支援の対象者数
- (e) 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数

→ 都道府県及び市町村において計画最終年度の成果目標、各年度ごとの活動指標をそれぞれ定める。成果目標及び活動指標については、少なくとも 1 年に 1 回中間評価を行い（次年度の予算・事業を検討する際を想定）、必要があると認めるときは、に応じて障害福祉計画の変更や事業の見直し等の措置を講じるものとする評価結果を次年度予算等に反映させる。さらに、活動指標については、可能な限り、より頻回に状況を確認し、達成見込み等を含めた状況の分析・評価を行う ことが望ましい。

* 活動指標の分析・評価においては、国保連データで把握可能な障害福祉サービス等の利用実績（現在も自治体において把握しているもの）

及び労働局から提供されるデータ等を活用。

<活動指標の全体像>

障害福祉サービス、上記①～④、並びに相談支援及び障害児支援に係る活動指標（就労分野を除く）の全体像と見込みを立てる際の勘案事項のリストは次表のとおり。

なお、サービスの量は、障害福祉サービスの訪問系はまとめて、それ以外のサービスはそれぞれの種類ごとに見込む。

<障害福祉サービス>

区分	サービスの種類	現に利用している者の数	障害者等のニーズ	平均的な一人当たり利用量	施設入所者の地域生活への移行者数（成果目標）	入院中の精神障害者の地域生活への移行のうち地域生活への移行後に当該サービスの利用が見込まれる者の数	福祉施設利用者の一般就労への移行者数（成果目標）
訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の利用者数、利用時間数	○	○	○			
日中活動系	生活介護の利用者数、利用日数	○	○	○	○		
	自立訓練（機能訓練）の利用者数、利用日数	○	○	○	○		
	自立訓練（生活訓練）の利用者数、利用日数	○	○	○	○	○	
	就労移行支援の利用者数、利用日数	○	○※1	○	○	○	○
	就労継続支援（A型）の利用者数、利用日数	○	○※2	○	○	○	
	就労継続支援（B型）の利用者数、利用日数	○	○	○	○	○	
	療養介護の利用者数	○	○				
短期入所（福祉型・医療型）の利用者数、利用日数	○	○	○	○	○		
施設系	共同生活援助の利用者数	○	○		○	○	
	施設入所支援の利用者数	○	○※3		△※6		
相談支	計画相談支援の利用者数		○※4				
	地域移行支援の利用者数				○	○	

援	地域定着支援の利用者数		○※5		○	○	
---	-------------	--	-----	--	---	---	--

- ※1：特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数を含む
- ※2：地域の雇用情勢等も勘案して必要なサービス量を見込む
- ※3：グループホーム等での対応が困難な者といった真に必要と判断される数を見込む
- ※4：障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数を見込む
- ※5：単身である障害者の数・居住している家族による支援を受けられない障害者の数を見込む
- ※6：減少する方向で見込む

<障害児支援>

区分	サービスの種類	現に利用している障害児の数	障害児等のニーズ	平均的な一人当たり利用日数	地域における児童数の推移	保育所等での障害児の受入状況	入所施設から退所後に利用が見込まれる障害児の数
障害児支援	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数	○	○	○	○	○	○
	障害児相談支援の利用児童数		○※				
	障害児入所施設(福祉型、医療型)の利用児童数	○	○		○		

(注) ※：障害児通所支援の利用児童数を見込む

3. 基本指針の主な内容(案)②：計画作成手続面での留意事項等

(1) 第三の一(障害福祉計画の作成に関する基本的事項)の中では、定期的な調査及び分析評価に言及している。新しい指針では、現行指針を踏襲した上で、次のような点を追記することとしたい。

- ・ 成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回各年度においてその実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、活動指標とともに障害福祉計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画のを変更や事業の見直し等のすることその他の必要な措置を講じることが適当であること、
- ・ また、中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について公表することが望ましいこと
- ・ 活動指標については、より頻回に例えば四半期ごとに実績を把握し、設定した見込量のする等の方法により、成果目標の達成状況等の分析・評価を行うこと

が望ましいこと

(2) 上記の他、次のような事項が現行指針でも記載されており、今回も基本的に同様の形で記載することとしたい。

- ① 計画作成に当たって留意すべき基本的事項（障害者等の参加、地域社会の理解の促進、総合的な取組、等）
- ② 計画作成のための体制の整備（計画作成委員会の開催、関係部局相互間の連携、市町村と都道府県との間の連携、等）
- ③ 障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握、住民の意見の反映、他の計画との関係、等
- ④ 各都道府県・市町村の判断で定める内容を決めることができる事項（地域生活支援事業等）